

熊谷市建設工事請負一般競争入札（事後審査型）公告

建設工事について、下記のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項及び熊谷市契約規則（平成17年規則第68号。以下「契約規則」という。）第18条の規定に基づき公告する。

なお、本公告に記載のない事項については、熊谷市建設工事等一般競争入札（事後審査型）実施要綱の規定によるものとする。

令和7年5月29日

熊谷市長 小林哲也



1 入札対象工事

- (1) 工事名 舗装打替工事（ハツロ）  
(2) 工事場所 熊谷市ハツロ地内  
(3) 工期 契約締結日から令和7年10月31日（金）まで  
(4) 工事概要 工事延長L=280.0m 幅員W=6.0~6.9m  
路面切削 (t=5cm) A=1740.5m<sup>2</sup> 舗装版破碎 (t=5cm) A=91.6m<sup>2</sup>  
表層A=1841.1m<sup>2</sup> 附帯工 一式 区画線工 一式

(5) 入札手続等の方法

本工事に係る入札は、資料の提出、届出及び入札について、埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により行う。

(6) その他

本工事は、熊谷市「週休2日制モデル工事（現場閉所型）」の試行対象工事である。

2 競争参加資格確認申請書の提出

入札への参加を希望する者は、以下の期間内に、電子入札システムにより、競争参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）を提出する。

令和7年5月29日（木） 午前9時から

令和7年6月12日（木） 午後4時まで

（ただし、電子入札システムが稼働していない時間を除く。）

3 入札執行の日時等

(1) 入札書提出期間

令和7年6月13日（金） 午前9時から

令和7年6月16日（月） 午後4時まで

（ただし、電子入札システムが稼働していない時間を除く。）

(2) 開札日時

令和7年6月17日（火） 午前9時から

(3) 上記の期間及び日時は変更することがある。この場合は、電子入札システム上で案内する。

4 入札に参加できる者の形態

単体企業

## 5 入札に参加する者に必要な資格

令和7・8年度熊谷市建設工事請負等競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載され、次の要件を満たしている者であること。

ただし、本公告日において資格者名簿に登載された内容に変更があり、次の要件を満たさなくなつた者、又は本公告日以降、新たに資格者名簿に登載された者を除く。

- (1) 資格者名簿において、熊谷市内に本店を有し、舗装工事業B級に格付されている者であること。
- (2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第1項から第4項までの規定に基づき、2級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者を、この工事に配置できること。  
ただし、下請契約の総額が5,000万円以上となる場合に配置される者は、同条第2項の規定により監理技術者に限る。
- また、請負代金額が4,500万円以上となる場合に配置する者は、専任でなければならぬ。ただし、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第2項により兼務が認められる場合においては、この限りでない。
- (3) 指定された業種に関し、建設業法に基づく建設業の許可を受けている者であること。なお、下請代金の総額が5,000万円以上（建築工事にあっては8,000万円以上）となる場合には、特定建設業の許可を受けていること。
- (4) 建設業法第27条の23第1項の規定に基づき、該当業種について、開札日から1年7月前の日以後の日を審査基準日とする経営事項審査を受けていること。
- (5) 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること、及び契約規則第20条の2の規定により、熊谷市の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。
- (6) 本件の公告の日から落札の決定までの期間に、熊谷市建設工事等の契約に関する入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされ、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定を受けている者を除く。
- (8) 健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金保険及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険に加入している者であること。ただし、上記保険の全部又は一部について、法令で適用が除外されている者はこの限りではない。

## 6 入札参加資格の有無の確認

熊谷市建設工事請負一般競争入札（事後審査型）実施要綱に基づき、入札執行後に確認する。

## 7 総合評価に関する事項

本入札は、総合評価方式により落札者を決定する。

なお、総合評価方式関係資料の提出、落札者の決定方法等については、次に掲げるものほか、「総合評価方式に係る入札説明書」による。

- (1) 総合評価方式の型 簡易型
- (2) 評価値の算定方式 除算方式

## 8 設計図書等

- (1) 公開日 令和7年5月29日（木）
- (2) 工事仕様書等、その他入札金額の見積りに必要な図書は、電子入札システム（電子入札システムで指示がある場合は、熊谷市のホームページ「入札・契約情報」）からダウンロードすること。

なお、仕様書は、ZIP形式圧縮ファイルになっている。展開（解凍）ソフトの使用により自動的にフォルダが作成され、PDF形式で保存される。

## 9 設計図書等に関する質問

設計図書等に関して質問がある場合は、次のとおり質問書を電子入札システムにより提出すること。

### (1) 受付期間

令和7年5月29日(木) 午前9時から

令和7年6月10日(火) 午後4時まで

(ただし、電子入札システムが稼働していない時間を除く。)

### (2) 質問に対する回答

質問に対する回答は、電子入札システムにより、令和7年6月12日(木) までに掲示する。

## 10 低入札価格調査基準価格の設定

本入札については、低入札価格調査基準価格制度に係る調査基準価格を設定する。予定価格の制限の範囲内での入札価格が当該調査基準価格を下回った場合は、該当する入札者について、最低の価格をもって入札した者から順次、契約内容に適合した履行がなされるか否かについての調査及び検討を行い、落札候補者を決定する（ただし、落札候補者が決定した時点で、次位以降の者についての調査は行わない）。

また、本入札においては、失格基準価格を設定する。失格基準価格を下回る価格による入札が行われた場合は、当該入札をした者を失格とする。

## 11 入札保証金

契約規則第3条の3の規定により免除とする。

## 12 契約保証金

契約規則第5条の規定により契約金額の100分の10以上を要する。

## 13 支払条件

(1) 前 払 金 熊谷市公共工事前金払事務処理要領及び熊谷市公共工事中間前金払事務処理要領の規定に基づき、前払金を支払う。

(2) 部 分 払 なし

## 14 入札に関する注意事項

### (1) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### (2) 提出書類

入札時に、入札書とともに入札金額見積内訳書を提出すること。

なお、入札金額見積内訳書のファイル名は必ず会社名を付記したものとし、電子入札システムの仕組上、拡張子は「.xlsx」とすること。（例：「見積内訳書 ○○建設.xlsx」）

### (3) 入札執行等

ア 入札に参加する者の数が1者であっても、入札を執行する。

イ 入札回数は、2回とする。

ウ 1回目の入札の結果、再度入札となった場合の入札書提出期間及び開札日については、

1回目の入札の終了後、電子入札システムにより通知する。なお、1回目の入札において、入札に参加しなかった者又は無効である入札を行った者は、再度入札に参加することはできない。

### (4) 入札の辞退

競争参加資格確認申請後においても、入札の完了に至るまでは、入札を辞退することができる。この場合においては、電子入札システムにより辞退の手続を取ること。

なお、入札を辞退しても、これを理由として、以後の入札指名等について不利益な取扱いを受けることはない。

## 15 開札後に関する事項

- (1) 本入札は事後審査型のため、開札後、落札決定を保留する。落札候補者通知書を受けた者は、「一般競争入札参加資格等確認申請書」、「一般競争入札参加資格等確認資料」等の指定された書類（以下「確認資料」という。）を、当該通知を受けた日から2日（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）以内に、提出すること。

- (2) 落札決定後、電子入札システムにおいて、入札結果を公表する。

## 16 談合情報に係る取扱い

本入札に関する談合情報を把握した場合、市長の定めるところにより入札の執行を延期又は中止することがある。

## 17 電子証明書の不正利用について

入札参加者が電子証明書を不正に使用等した場合は、入札参加停止等の処分を行うことがある。

また、電子入札に参加し、開札までに不正使用等が判明した場合は、当該案件への入札参加資格を取り消すものとし、又は落札後に不正使用等が判明した場合は、契約締結前にあっては、当該契約の締結を行わないものとし、若しくは契約締結後にあっては、本件工事の進捗状況等を勘案し、契約を解除するか否かについて判断するものとする。

## 18 契約条項等

本公告に定めるもののほか、本件に係る入札及び契約の手続については、熊谷市契約規則、熊谷市建設工事執行規則（平成17年規則第166号）、熊谷市建設工事請負契約約款、熊谷市建設工事検査規則（平成17年規則第167号）及び設計図書の定めるところによる。

## 19 その他

- (1) 提出された申請書類は、返却しない。

- (2) 本件工事における現場代理人は、国又は地方公共団体の発注する工事（当該工事が現場代理人の兼務を認める工事である場合に限る。）との兼務を認める。ただし、本件工事の請負代金額が4,500万円以上である場合は、建設業法施行令第27条第2項により主任技術者の兼務が認められた工事を除き、他工事との兼務を認めない。

なお、本件工事の施工中にやむを得ない事情が生じた場合、発注者と受注者との協議により他工事との兼務を認めないことがある。

- (3) 落札者は、確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事の現場に配置すること。

- (4) 入札参加者は、入札後、本公告、設計図書等及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

- (5) 本工事は、請負契約の締結後、工事の進捗状況により、発注者と受注者が協議の上、工事期間を変更することがある。

- (6) 落札者は、建設業法（昭和24年法律第100号）第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるとときは、落札決定から請負契約を締結するまでに、発注者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて、熊谷市建設工事等競争入札執行事務取扱要領様式第5号（第3条関係）により通知すること。

## 20 問い合わせ先

熊谷市総務部契約課 契約検査係 電話 048-524-1111（内線511）